

葛飾区人権施策推進指針（改定版）策定に向けた関係団体ヒアリングについて

1 目的

「葛飾区人権施策推進指針（改定版）」の策定にあたり、分野が多岐にわたる中、その内容が現状に即したものとするため、専門的な分野のある区内関係団体からヒアリングを行うもの

2 ヒアリング期間

令和元年7月～8月

3 ヒアリング対象

分野	対象団体	備考
子ども	児童養護施設	1団体
高齢者	高齢者総合相談センター	1団体
障害者	肢体不自由者・視覚障害者・聴覚障害者・知的障害者父母・ 肢体不自由児者父母・高次脳機能障害	6団体
同和問題（部落差別）	部落解放運動関係団体	1団体
外国人	（ボランティア）日本語教室運営団体	1団体
就労	労働者団体	1団体
LGBT	当事者団体	1団体

4 ヒアリング項目

- ・各分野にかかる人権に関する現状
- ・今後対応すべき人権課題
- ・指針策定にあたっての意見・要望

5 ヒアリングの方法

ヒアリング実施団体あてに、別紙調書を送付する。

その後、実施団体からの提出を受け、その内容をもとに聴き取り等を行う。

人権施策推進指針策定にあたってのヒアリング調書

団 体 名	
代 表 者	
団体の概要	
〇〇について 現在の状況	
〇〇について 対応すべき人権課題	
指針策定にあたり ご意見・ご要望等	